

国立大学法人電気通信大学企画調査室設置要項

制定 平成16年4月1日要項第2号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学に企画調査室を置く。

(組織)

第2条 企画調査室は次に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 室員

2 室長は学長をもってあてる。

3 室員は、本学職員のうちから学長が指名する。

(任期)

第3条 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(任務)

第4条 企画調査室は、学長の指示に基づき以下に掲げる事項を行う。

(1) 本学運営上の重要事項に関する調査・研究

(2) 諸施策の企画・立案の補助

(3) その他学長が指示する事項

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、企画調査室に関し、必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。